「**調書方式**」に対応した金融機関から借入れをされた方へ

年末調整のための**住宅ローン控除証明書**の**交付時期**について

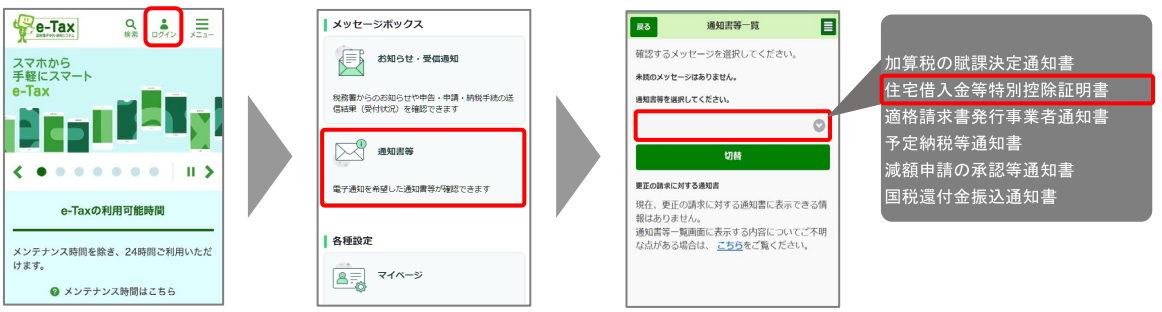
※　調書方式とは、調書方式に対応した金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から従業員の方に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

確定申告で住宅ローン控除証明書の受け取り方法について、**電子交付** を希望された方

▶　住宅ローン控除証明書は**毎年11月中旬頃**に、対象の方の**メッセージボックスへ交付**します。

＜メッセージボックスの確認方法＞

◎　e-Taxにログインし、メッセージボックスの「通知書等」から、「住宅借入金等特別控除証明書」を選択



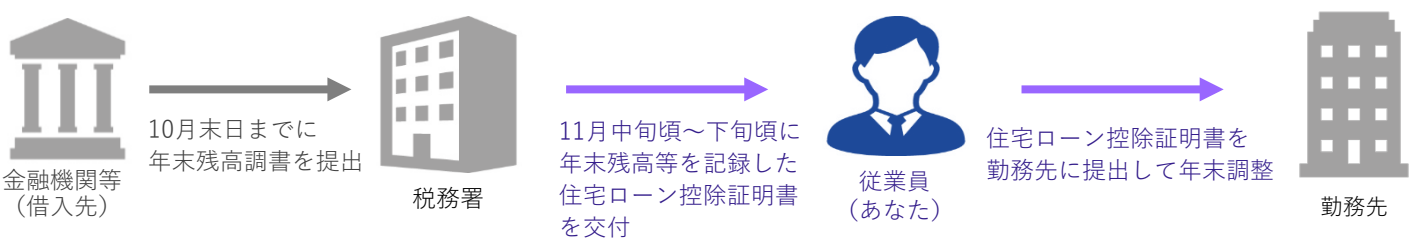
確定申告で住宅ローン控除証明書の受け取り方法について、**書面交付** を希望された方

▶　住宅ローン控除証明書は**入居２年目の11月下旬頃**に、対象の方へ入居２年目以降分を**一括郵送**（※）します。

（※）　年末残高や控除見込額（以下、「年末残高等」といいます。）が記載される住宅ローン控除証明書の交付は、**入居２年目分のみ**となります。
　年末残高等が記録された入居３年目以降分の住宅ローン控除証明書が必要な場合は、「**e-Tax上であらかじめ電子交付に一括的に同意（一括同意）**」を行い、e-Taxによる控除証明書の交付の希望をしてください。

「一括同意」について詳しくはこちら

＜年末調整の流れ＞



次のいずれかに該当する場合は、住宅ローン控除証明書の記載内容が異なる（若しくは記載がない）場合があります。

該当する場合は、金融機関等から交付される「**住宅ローン返済計画表**」等から**年末残高をご確認**ください。

【記載内容が異なる（若しくは記載されない）主なケース】

- ◆　金融機関等から税務署へ２以上の残高調書の提出がある場合
- ◆　住宅ローン控除の重複適用を受ける場合
- ◆　住宅ローンの借換えがある場合
- ◆　住宅ローンの借入先の金融機関等が調書方式に対応していない場合※

※　金融機関等から交付される「年末残高証明書」をご確認ください。

- ◆　住宅ローンの借入先の金融機関等が残高調書を訂正した場合

＜参考：住宅ローン控除証明書(書面）イメージ＞



参考

電子交付を希望された方で、勤務先が年末調整で電子的控除証明書等の受付に対応していない場合など、書面の住宅ローン控除証明書が必要な場合は、e-Taxホームページの「ＱＲコード付証明書等作成システム」を利用することで書面で出力できます。

※　QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

〔その他参考リンク｜国税庁HP〕

① 年末残高調書を用いた方式（調書方式）に対応した金融機関の一覧

② 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等情報のマイナポータル連携に関するＦＡＱ

ＱＲコード付証明書等作成システム　リンク①　リンク②

国税庁

R8.9